

市民全員で災害に強いまちをつくりましょう！

問 消防防災課危機管理係（内線2650）／各総合支所総務管理課地域振興係（☎ 251／☎ 217／☎ 109）

共助 地域住民の助け合いで 災害を乗り越える



自主防災組織補助金

対 自主防災組織の設立、
防災資機材の購入、
防災訓練の実施
詳細はお問い合わせください。

阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋などから救出された人の約8割が、家族や近所の人々によって救出されたといわれています。令和元年台風19号の際も、災害時要援護者の避難支援や避難所運営などで住民の皆さんにご協力をいただきました。

地域で自主防災組織を設立し、活動することが災害に強い地域づくりにつながります。未設立の地域は、ぜひ、自治会などで積極的にご検討をお願いします。

地区防災計画 具体的な計画で 効果的な避難を



参考：内閣府防災情報のページ「みんなでつくる地区防災計画」

地区防災計画とは、災害時で自分たちの地区を守るために、日ごろの準備、役割分担、訓練内容などについて、自分たちで作っていく計画のことです。地区の特性をよく知る住民の皆さんで作成するため、より実情に即した具体的な計画になります。

健康的な加齢者への声かけといった避難支援の役割分担を決めるなど、事前に計画を作成し、地域における避難の実効性を高めましょう。

自主防災組織を設立したい
訓練の指導を受けたい

自主防災組織 リーダー養成 指導員 を派遣します

..... 指導内容

- ▶ 自主防災組織未設置地区への講義
- ▶ D I G（災害図上訓練）
- ▶ H U G（避難所運営ゲーム）など
詳細はお問い合わせください。

▼指導員によるHUGの指導及び訓練実施の様子（自主防災組織連絡会主催事業にて）



受入可能なペット 犬や猫、その他小動物（小鳥、ウサギ、ハムスターなど）

※特定動物（危険な動物）や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物、大型の動物、専用の飼育施設を要する動物は受け入れることができません。

避難所でのペット飼育ルール

- ▶ 飼い主は、全員が「飼い主の会（仮称）」に加入し、責任をもってペットの飼育管理を行ってください。
- ▶ 避難所にはペットの災害用備蓄品はありません。キャリーバッグやケージ、リード、えさ等は、飼い主が用意してください。
- ▶ 避難所を退所する場合や一時飼育場所が閉鎖される場合は、清掃および原状復旧等を行ってください。

災害発生時の ペット同行避難について

問 環境課環境保全・衛生係（☎ 内線368）

避難所にペットと同行避難する場合、ペットの一時飼育場所は、原則として屋外の指定された場所となります。居住スペース（居室）にペットを持ち込むことは禁止しています。

なお、身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）は居住スペースへの同伴避難が認められています。

風水害のような事前に予測できる災害の場合は、ペットを安全な預け先に預けるなどの対応もご検討ください。